

声明

障害者権利条約に基づく日本政府への総括所見の公表を受けて ～障害のある人の地域生活の真の向上のために～

2022年9月13日

きょうされん常任理事会

去る8月22日～23日、ジュネーブの国連本部で障害者権利条約に基づく初めての日本の審査が行われ、日本からも100名を超える障害のある人や関係者が駆け付けた。これを受け障害者権利委員会は、第27会期最終日の9月9日に締約国である日本への総括所見を公表した。会期内に日本を含む審査対象国すべての総括所見が発表されるのは異例の速さだという。18名の障害者権利委員をはじめとする関係者の皆さんの真摯なとりくみに、まずは心からの感謝と敬意を払いたい。

それにしても二日間の審査では、政府報告と民間団体のパラレルレポートを踏まえて日本の障害施策の課題の本質に迫る質問を投げかける権利委員と、法制度の紹介や自身のとりくみの正当化に終始した日本政府との姿勢の違いが際立った。例えば、権利委員の一人が日本の法律に障害の医学モデルが残されていることを指摘し、これを人権モデルに転換する展望を問うたのに対し、政府は障害者基本法で差別禁止を規定していることなどを述べるに過ぎなかった。日本の法制度を国際水準から見つめなおし、障害のある人のために前進させる格好の機会である審査の場では、法制度の不十分な点を率直に受け止める謙虚さが必要ではなかっただろうか。

一方、審査を通じて権利委員の真剣な姿勢がひしひしと伝わってきただけに、わたしたちは総括所見に期待を膨らませた。そしてこの度、ごく一部を除いてわたしたちが願っていた良質の総括所見が発表された。その一部を以下に紹介する。

- 安永健太さん事件を通じて、警察官職務執行法の中の「精神錯乱」という侮蔑的用語を訂正する必要性が指摘されているが、総括所見では障害に基づく侮蔑的表現の廃止が勧告された。(1-4条)
- 優生思想や能力主義を撲滅するために、津久井やまゆり園事件を検証することが勧告された。(1-4条)
- 障害女性の複合差別について、一般の女性施策に障害の観点を盛り込むことと、障害施策にジェンダーの視点を盛り込むことが勧告された。(6条)
- 障害のある人に対する否定的な固定観念、偏見、有害な慣行を排除する国家戦略の採択が勧告された。(8条)
- 災害時の合理的配慮の提供を強化するための法改正や仮設住宅その他の支援を障害のある人に利用しやすいものにする、コロナ対応においてワクチンや保健サービス等への平等なアクセスの確保などが勧告された。(11条)
- 精神障害のある人の強制入院制度や強制治療を廃止することが要請された。(14条15条)
- 虐待防止法を見直し障害のある人への暴力の防止をあらゆる場面に拡大することが勧告された。(16条)

- 障害のある人が地域で自立して生活するための支援体制の強化等が強く要請された。(19条)
 - 通勤・通学などの目的で障害者総合支援法の支援が利用できないという制限を撤廃することが勧告された。(20条)
 - 職場でより多くの支援を必要とする人への介助等の支援の利用を制限する法的規定を撤廃することが勧告された。(27条)
 - 障害団体と協議をして障害年金の額を見直すことが勧告された。(28条)
 - パリ原則に基づく国内人権機関を設立することが勧告された。(33条)
- また、障害者権利委員会はすべての勧告の重要性を強調したうえで、特に19条(自立した生活及び地域社会への包容)と24条(教育)の勧告への日本政府の注意を喚起している。

次に、総括所見の中で残されている課題を指摘しておく。

一つは17条関連で、優生保護法問題について総括所見では現行の一時金支給法の改正が勧告された。しかし、一時金が支給された人が極端に少ない等、この法の実効性は大いに疑問視されている。優生保護法被害問題の全面解決のためには、まず政府が最高裁への上告を取り下げることが必要であり、さらに一時金支給法を凌駕する視点が求められる。

二つ目は27条関連で、いわゆる福祉的就労の場の取扱いだ。障害者権利委員会は、障害のある人が集まって働く福祉的就労の場はインクルーシブの観点と相いれないとして、一貫して否定的な勧告を行ってきた。今回も、保護された作業所などから一般労働市場への移行を加速させることが勧告されたが、福祉的就労の場の段階的廃止等までは言及されなかった。ただ、同日に発表された27条に関する一般的意見では「15.障害者のための保護された作業場などの分離された雇用は・・・労働する権利の漸進的実現の措置として考慮されるべきではありません。」など、福祉的就労の場への否定的見解を明らかにしている。今の日本から福祉的就労の場がなくなれば、多くの障害のある人が働く場を失うであろうことを思うと、この点は引き続き議論していく必要がある。

今回の総括所見は間違いなく、障害のある人の地域生活の前進を願うすべての人の今後の取組の力になるだろう。総括所見で示された事項を一つ一つ実現するために、改めて障害者権利条約を掲げ、多くの市民との共同を広げていきたい。また政府と自治体には、障害団体との緊密な協力の下で、この総括所見の実施に向けて真摯に取り組むことを求めたい。

【問い合わせ先】

きょうされん事務局

Tel : 03-5385-2223

E-mail : zenkoku@kyosaren.or.jp